

一般社団法人医療人材国際交流協会 会員規程

第1章 総則

(規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人医療人材国際交流協会(以下、「協会」という)の定款下部規則として、協会の会員に関する必要事項を定める。

2. 会員、社員、役員ほか協会にかかわる者は、本規程を遵守する義務を負う。
3. 本規程は、理事の過半数の決議により改定することができる。但し、役員の権限或いは身分、利害等に関わる条文の改定(新設、廃止を含む;以下同様)は、社員総会の決議によらなければならない。

第2章 会員

(会員の種類)

第2条 協会の会員は下記のとおり3種類に分類され、それぞれ権利と義務を有する。なお、病院会員(以下、「会員病院」と称する場合がある)と学校会員(以下、「会員学校」と称する場合がある)を正会員と呼ぶ。

- ① 病院会員:外国人医療人材(以下、「学生」という)を採用する個人または団体。
なお、団体は、法人単位でも病院・施設単位でも可とするが、採用を一元的に実施していること。
- ② 学校会員:学生を募集し、留学を受け入れ、育成する団体
- ③ 賛助会員:協会の目的に賛同し、協会を支援する個人または団体

(会員と社員)

第3条 正会員は、定款第2章の社員である。

(入会手続き)

第4条 協会の目的に賛同した者(以下、「入会希望者」という)は、以下の手続きにより会員となることができる。

- ① 入会希望者は、協会が指定する書面をもって入会を申請する。
- ② 協会は入会希望者から申請を受けた場合、速やかに理事会議を開催し、申請承認の可否を判断しなければならない。
- ③ 理事の過半数の承認により、申請者は会員となる。
- ④ 入会した正会員は別途定める規則に従い、協会に入会金を納付する。

(会員情報の変更)

第4条の2 会員は、第4条①に基づき入会時に協会に申請した情報に変更が生じた場合、協会が指定する書面をもって速やかに届けなければならない。

2. 代表理事は、1項の届出書に不備等が見受けられた場合は、補正を求めることができる。
3. 代表理事は、1項の届け出があった場合、届け出があった旨及びその内容を理事会に報告する。
4. 変更後の情報に更に変更が発生した場合も同様とする。

(会員の権利)

第5条 会員は、下記の権利を有する。

① 病院会員

(ア) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法律という)、定款及び本規定に定める一般社団法人社員としての権利

(イ) 会員学校在籍の学生の採用

(ウ) 協会の交流行事への参加

(エ) ウェブサイトの会員専用ページへのアクセス

② 学校会員

(ア) 法律、定款及び本規定に定める一般社団法人社員としての権利

(イ) 学生への医療日本語に関わる教育業務を協会から受託

(ウ) 協会の交流行事への参加

(エ) ウェブサイトの会員専用ページへのアクセス

③ 賛助会員

(ア) 協会の交流行事への参加

(イ) ウェブサイトの会員専用ページへのアクセス

(ウ) 社員総会への出席(10名以上の会員)。但し、発言はできるが議決権は無い。

(正会員の義務)

第6条 正会員は、協会の目的を達成するため、下記の義務を果たさなければならない。

① 会員病院は、会員学校に留学して日本における就労に必要な諸資格の取得した学生を採用する。採用選考の方法・採用手続き等は、理事の過半数の決議によって定める。

② 協会の運営費用を、別途定める費用・資金規程に従って負担する。

③ 協会に対し、奨学金、生活資金の原資を、費用・資金規程に従って貸し出す。

④ 会員学校は、協会の要請により、学生の募集、留学生としての受け入れ、N1および資格取得教育、日本における就労および生活に必要な知識・習慣の教育等、学生の育成と生活指導及び支援を行う。

- ⑤ 会員病院は、協会の要請により、実習やアルバイトの受け入れ、教材の提供、講師の派遣等、学生の資格取得、就労に必要な知識や技術の修得に関する支援を行う。
- ⑥ 准看護師を採用した病院会員は、当該准看護師が正看護師の資格を早期に取得するよう極力便宜を図らなければならない。
- ⑦ 協会の活動に対し積極的に参加・支援を行う。

(賛助会員の義務)

第7条 賛助会員は協会の目的を達成するため、協会の活動に対し積極的に参加・支援する。

(口数)

第8条 入会希望者は申請時もしくは申請後速やかに、入会年度の口数および必要な場合は特別年会費の口数を届けて、理事の過半数の承認を受けなければならない。

- 2. 正会員は当年度の最終月末日までに自身の翌年度の口数を協会に申請し、理事の過半数の承認を得なければならない。届け出のない場合は、当年度と同じ口数を届けたものとみなす。
- 3. 学校会員の口数の上限は口数申請時におけるN1取得済み学生の数とし、下限はその二分の一とする。
- 4. 1項による届出口数の合計が、年度末の看護国家試験受験資格取得学生(以下、「候補学生」という)の人数の見通しと著しく乖離していると理事が判断した場合は、理事の過半数の合意をもって各正会員の口数を決定し、正会員に通知する。
- 5. 当該年度の途中で口数の変更を希望する正会員は、文書をもって協会に申請し、理事の過半数の承認を得なければならない。
- 6. 新たな申請の場合も変更の場合も、正会員の口数は1以上でなければならない。

(採用)

第9条 病院会員は採用年度の前々年度の口数と同人数の学生を採用することができる。

- 2. 病院会員は、特別年会費を払い込むことにより、1項の人数を超えた人数を採用することができる。
- 3. 2項による採用に伴う特別年会費及び奨学資金の金額及び払い込み方法は、「会員が負担する費用および拠出する資金に関する規程」の定めによる。
- 4. 病院会員は、学校会員が推薦する学生の中から選抜して採用する。理事会議は会員間の採用の公平を図る為、必要に応じて選抜の方法を病院会員に事前に提示する。
- 5. 採用予定年の採用学生数が当年度の口数に達しなかった場合、病院会員は次のいずれかを選択する事ができる。
 - ① 未達人数分の採用の権利を採用予定年度の翌年以降に留保する。
 - ② 未達となった人数の学生を採用する権利を放棄する。
- 6. 特別年会費の口数に関して同様な事態が起こった場合は、5項に準ずる。

7. 採用内定している学生が准看護師に合格し正看護師に不合格となった場合でも、病院会員はその学生を採用しなければならず、口数充足数としてカウントする。但し、当該学生が翌年度も会員学校に在籍可能な場合は、当該学生の採用を1年間延期することができる。この場合は、5項①準じて扱う。
8. 正看護師または准看護師資格を有しながら就職先或いは就職内定先が未確定の学生が存在する場合、病院会員は当該学生の就職あるいは就職内定に可能な限り協力するものとする。

(休会)

第10条 病院会員は、已むをえない事由がある場合は休会を希望する日の1ヶ月以上前までに、書面をもって休会を協会に届け出ることとする。

2. 病院会員からの届け出を理事の過半数が承認した場合、当該会員は休会することができる。
3. 休会の事由が無くなった場合、会員は直ちに会員に復帰しなければならない。
4. 休会時に会員が負っている義務は、休会中も負うものとする。
5. 休会時に会員が保有する権利は、休会期間中行使できないものとする。
6. 休会期間は最長1年度(届出が承認された日から翌年度末日まで)とし、延長はできない。
7. 学校会員は休会することができない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 所定の手続きにより退会したとき。
- ② 正会員が費用・資金規程により負担または拠出すべき金員を、同規程が定める期限を超えて半年以上協会に払い込まなかったとき。
- ③ 個人においては死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。団体においては解散したとき。
- ④ 協会を除名されたとき。

(退会)

第12条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に協会に対して書面をもって予告をするものとする。

2. 退会時点で会員が負っている義務は退会後も負うものとする。
3. 退会時点で会員が保有している権利は退会とともに放棄しなければならない。

(除名)

第13条 会員が、協会の名誉を毀損し、或いは協会の目的に反する行為をし、或いは会員としての義務を果たさないなど除名すべき正当な事由があるときは、理事は過半数の決議に基づきその処分についての事案を社員総会に付さなければならない。社員総会の特別決議によりその会員は除名される。

2. 理事は除名の決議をする前に当該会員の意見を聞かなければならない。

(会員名簿)

第14条 協会は、会員の氏名又は名称、代表者及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(運営)

第15条 社員総会については定款の定めによるが、定めなき事項については下記のとおりとする。

- ① 社員総会は正会員をもって構成する。
- ② 社員総会における各正会員の議決権数は、次の通りとする。
 - (ア) 定時社員総会における議決権数は、開催日の前年度末日の口数とする。
 - (イ) 臨時社員総会の議決権数は、当該総会の招集日における口数とする。
- ③ 正会員たる団体を代表して社員総会に出席する者は、口数に関わらず、当該団体の代表権を持つ者(以下、「団体代表者」という)1名とする。但し、団体代表者は、同団体の役員または常勤の従業員を本人の代理として社員総会に出席させることができる(以下、「代表代理人」という)。団体代表者が代表代理人を社員総会に出席させる場合、社員総会の開始前に書面をもってその氏名を協会に届けなければならない。
- ④ 正会員たる個人は、常勤の従業員を本人の代理として社員総会に出席させることができる(以下、「個人代理人」という)。正会員たる個人が個人代理人を社員総会に出席させる場合、社員総会の開始前に書面をもってその氏名を協会に届けなければならない。
- ⑤ 正会員が社員総会に出席できない場合は、自身の議決権を他の正会員に委任することができる。正会員が議決権を委任する場合、正会員は社員総会の開始前に、書面をもって委任状を協会に届けなければならない。
- ⑥ 臨時社員総会は、理事の過半数の決議に基づき、代表理事が招集する。
- ⑦ 全議決権数の五分の一以上の議決権数をもって申請があった場合、代表理事は臨時社員総会を開催しなければならない。
- ⑧ 代表理事に事故がある場合の議長は、社員総会において代表理事以外の理事の中から選任する。
- ⑨ 理事全員に事故がある場合は、社員総会に出席した正会員の中から選任する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- ① 各事業年度の決算報告
- ② 定款の変更
- ③ 入会金、会費の費目或いは金額の改定
- ④ 合併またはそれに相当する行為、事業の全部または重要な一部の譲渡
- ⑤ 会員の除名
- ⑥ 解散
- ⑦ 役員を選任
- ⑧ 役員の報酬の額
- ⑨ 役員解任
- ⑩ 理事の過半数により付議された事項
- ⑪ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)に規定する事項、定款または本規程が定める事項
- ⑫ 全議決権数の五分の一以上の議決権数をもって社員総会に付議された事項

(決議)

第17条 社員総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総議決権数の過半数をもつ正会員の出席(委任状による出席を含む;以下同様)をもって成立する。

2. 各議案の決議は、出席した正会員の議決権数の過半数の多数をもって行う。
3. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の半数以上であって総正会員の議決権の三分の二以上の多数をもって行う(「特別決議」という)。
 - ① 会員の除名
 - ② 役員解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 自らが存続法人とならない合併またはそれに相当する行為
 - ⑤ 解散
 - ⑥ その他定款または法令が定める事項

(機密保持)

第18条 会員は入会手続きの過程並びに協会会員としての活動を通して知りえた機密情報、個人情報情報は、紙、電子などその媒体を問わず、善良なる管理者の注意義務を持って管理し、会員以外に遺漏したり、協会の不利益になる行為のために使用してはならない。機密情報、個人情報には下記を含む。

- ① 協会の「会員規程」、「会員が負担する費用および拠出する資金に関する規程」
- ② 協会が「機密」と定めた書類また資料
- ③ 協会の活動を通して知りえた、他の会員に関わる機密情報
- ④ 協会の活動を通して知りえた、学生の個人情報

2. 会員は、会員資格を喪失した後においても、前項の機密保持義務を負う。

(未記載事項)

第19条 本規約に記載されていない事態が発生した場合は、「一般法人法」「定款」「他の定款下部規則」に基づき対応するものとする。

2. 1項の文書のいずれにも記載されていない事態が発生した場合は、理事が協議して対応することとする。
3. 理事の過半数をもって必要と判断した場合、代表理事は社員総会を招集し、当該事態を報告し、社員総会の決議に従って対処しなければならない。

附則:

平成25年11月25日 制定・施行

平成26年 8月20日 改定

平成27年 3月 3日 改定

平成29年 2月16日 改定

平成29年12月12日 改定

代表理事	会長